

働き方改革 対応セミナー

～社長が知っておくべき法改正～

2019年4月1日より働き方改革関連法が順次施行されています。

すべての事業所にとって関わりのある法改正ですが、「そもそも何が変わるの?」「具体的に何をしたらいいの?」など、詳細の把握が難しい。というのが本当のところではないでしょうか。

そこで今回は、この働き方改革関連法の基本の基を、労働基準監督署の方を講師に迎え、噛み砕いて分かりやすく説明します。

会社として、何をどのように整備しておかなければならないか具体的にご説明します。この機会にぜひご参加ください。

また、講演会終了後に、参加者間での交流会も開催いたします。

●講師

三鷹労働基準監督署 副署長 細谷 雅紀 氏

●日時

令和元年 11 月 1 日(金)

講演会：午後 7 時～ 交流会：午後 8 時～

●場所

三鷹商工会館 3 階会議室

●参加費

無料（セミナーのみ） 交流会参加者は、1,000 円（交流会費用）

参加希望の方は申込書にご記入の上、FAXにてお申込ください。

電話：49-3111 FAX：49-3184 定員 40 名（先着順）

企画運営：三鷹商工会サービス業部会（担当：小林）



参加連絡票

FAX送付先 0422-49-3184

経営講習会（働き方改革 対応セミナー）に参加します。

事業所名 _____

お名前 _____

（交流会出欠どちらかに○を）
交流会 … 出席 ・ 欠席